

(仮称) 宇都宮市全天候型子どもの活動の場 浄化槽保守点検業務 仕様書

1 目的

(仮称) 宇都宮市全天候型子どもの活動の場に設置している浄化槽の機能を適性に保ち、放流水の水質の技術上の基準を満たすよう維持管理するため「浄化槽法」の規定に基づき、定期点検及び施設環境の保全及び衛生の維持を図ることを目的とする。

2 委託業務場所及び対象設備

(1) 委託業務場所

所在地 宇都宮市上田原町1番地

施設名 (仮称) 宇都宮市全天候型子どもの活動の場

(2) 対象設備

形式 合併型浄化槽（流量調整層＋接触ばっ気）110人槽

処理水量 20 m³/日

3 委託期間

令和○年4月1日から令和○年3月31日までとする。

4 委託業務の内容

(1) 平常時に行われる管理作業（点検・保守・補修・調整・水質管理等）

① 保守点検及び清掃

浄化槽法第10条第1項の規定に基づき、2週間に1回（年24回）

② 水質検査

浄化槽法施行規則第5条第2項の規定に基づく使用量等報告書作成のため、毎月1回、指定する期日までに田原コミュニティプラザに提出するものとする。

③ 汚泥の引き抜き

年1回

(2) 水質検査

浄化槽法に定める「第11条法定検査」については、必要手続きを行い（社）栃木県浄化槽協会に届け出るものとし、結果の報告を行うこと。

(3) 安全管理

(4) 記録の作成と利用

(5) 屎尿浄化槽の公害対策

(6) 緊急時等随時の点検

5 点検時間

(仮称) 宇都宮市全天候型子どもの活動の場の運営に支障のない時間に行うものとする。

6 報告書等の提出

- (1) 受託者は、委託契約締結後速やかに次の書類を委託者へ提出すること。
 - ① 業務主任担当者等届
 - ② 業務実施計画表
 - ③ 委託者に求められたその他必要書類
- (2) 受託者は、保守点検業務を実施したときは、直ちに「保守点検業務報告書」を委託者へ提出すること。

7 経費の負担

受託者は、保守点検業務に必要な経費のうち、次の経費を負担するものとする。ただし、保守点検業務に要する光熱水費は委託者の負担とする。

- (1) 点検に要する気化器工具類及び計測機器等
- (2) 保守に要する消耗品、消耗薬剤費等
- (3) 「第11条法定検査」に伴う費用等

8 損害の補償及び免責事項

- (1) 損害の補償事項
 - ① 業務の遂行にあたり、技術員の責任において発生した損害（第三者に及ぼした損害も含む）については、受託者が補償すること。
 - ② 業務委託時間中に技術員が被った損害については、受託者が補償すること。
- (2) 免責事項
 - ① 委託者の瑕疵によるもの
 - ② 天災地変その他不可抗力によるもの

9 委託業務遂行上の義務

業務の遂行にあたっては、次の事項を十分に留意すること。

- (1) 善良な管理者の注意をもって業務にあたること。
- (2) 職務上知り得た事項を他に漏らさないこと。
- (3) 保守点検業務を実施しようとするときは、あらかじめ委託者に連絡すること。
- (4) 業務委託中は、受託者が定める服装を着用すること。
- (5) 委託期間中において臨時に点検を要する事態が発生した場合は、市の指示により速やかに行うこと。
- (6) 事故のないよう十分注意すること。

10 その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、また、職務の履行について不明な事項については、委託者と受託者が別途協議した上で、決定するものとする。